

日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

日野市長

古賀壮志

日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和38年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第18条中「休暇」を「休暇（勤務時間条例第15条に規定する健康管理休暇については、規則で定める日数を限度とする。）」に改める。

付 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。